

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和6年3月受付分） *印は寄付者の意向により金額不記載

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

○（公社）北見地方法人会女性部会様（北3条東）	30,000円
○社交ダンスの会ウィーヴ様（花月町）	11,500円
○ことぶき絵手紙サークル様	5,000円
○オホーツク失語症さわやか友の会様	5,000円
○楽鶴会様（豊地）	3,000円

<故人が生前お世話になったため>

○大沼 富子様（北3条東）	100,000円	*佐藤 ミチ子様（端野町）	
○故児島 美恵子様（端野町）	30,000円	○青木 マサ子様（常呂町）	30,000円
○内藤 貴之様（常呂町）	50,000円	○長能 佑尚様（横浜市）	50,000円